

資源

集団回収をあなたのまちでも！



ご家庭で不用となった新聞・雑誌や古布などはどのようにされていますか？

これらは、たくさん集めて、まとめて再生資源回収業者に引渡すことにより、立派な資源として活かすことができます。あなたのまちでも、「集団回収」を、はじめてみませんか。



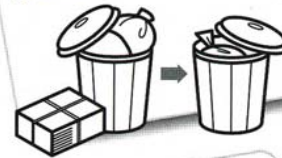
集団回収とは？

ご家庭から出る新聞・雑誌・段ボールや古布などの資源を、町会、自治会、子ども会、女性会、老人会、PTA、管理組合などの住民団体が、ボランティアで回収し、資源回収業者に引き渡す方法です。

メリット

大阪市は、集団回収活動を支援しています！
(裏面参照)

家庭から出るごみが減る



資源が効率よく集まる



リサイクルの意識が高まる



地域のコミュニケーションを深める



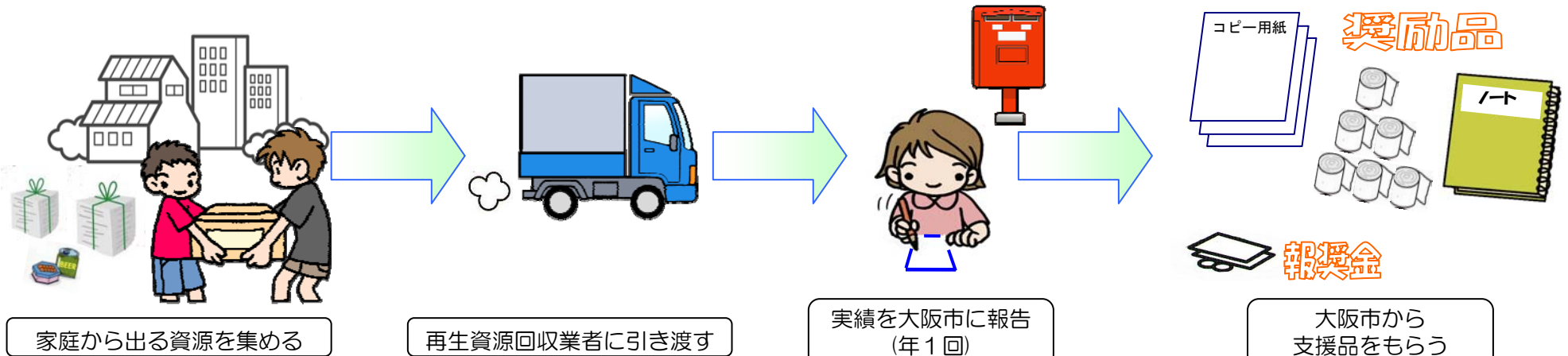
まちの美化につながる



売上金や支援品を有効に活用できる



集団回収の流れ



※事前に団体登録が必要です。

集団回収をはじめするには…

① 話し合ってみよう

- ◆ 役割分担を決める…役割は、みんなで分担しましょう
 (例) 会計係…回収業者との連絡調整と売却収入の管理
 広報係…掲示板などへの次期回収日と収入額の広報
 回収世話係…集積場所の安全管理・積みわけ
 業者への引渡しの手配

◆ 回収品目を決める

(例) 古新聞・古雑誌・段ボール・古布・アルミ缶など

◆ 回収業者を決める

資源回収業者をさがす際には、お住まいの地域を担当する環境事業センター(下表参照)にお問い合わせください。また、電話帳(タウンページ)にも掲載されています。



◆ 回収日と場所を決める

「毎月第〇日曜日」などと決めると分かりやすいです。

② 団体登録をしましょう

- ◆ 集団回収に登録できる団体…
 町会、自治会、子ども会、女性会、老人会、PTA、管理組合などの営利を目的としない住民団体(10世帯以上で構成する団体)
- ◆ 受付窓口… お住まいの地域を担当する環境事業センター
- ◆ 登録に必要なもの…
 ・登録書類一式(環境事業センターからお届けします)
 ・代表者の印鑑
 ・住民団体名義の預金口座(報奨金を振り込みます)

③ 大阪市から報奨金・奨励品等の支給を受けましょう

- ・毎年3月中に、支援を受けるにあたって必要な一件書類を環境事業センターからお送りしますので、請求手続きを行ってください。
- ・毎年4月～当年3月までの1年間の回収実績を報告していただきます。その回収実績に基づいて支援を行います。

◆ 支援内容

報 奨 金 年額5,000円

奨励品等の支給

年間古紙回収量に応じてトイレットペーパー・ノートなどの古紙再生品を支給します。

年間古紙回収量が10トン以上の場合は古紙再生品のかわりに奨励金も選択可

奨励品等の金額

●15トンまで1.5円/kg ●15トンを超え30トンまで2円/kg ●30トンを超えた回収量3円/kg

※ 古紙再生品や奨励金の支給上限額は70万円です。

お問い合わせ・登録受付

			中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	6567-0750
北区・都島区	北部環境事業センター	6351-4000	西区・港区・大正区	西部環境事業センター	6552-0901
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	6323-3511	東成区・生野区	東部環境事業センター	6751-5311
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター	6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	6477-1621	阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	6714-6411	平野区	東南環境事業センター	6700-1750

